

平成21年度第15回役員会議事要旨

日時 平成22年3月8日（月）13時00分～13時34分
場所 学長室
出席者 山本学長，和田理事，大矢理事，中村理事
陪席者 奥田副学長，齊藤事務局長，池田監事，土橋監事

議事に先立ち，事前に配付している前回（平成22年1月18日）開催の平成21年度第14回役員会の議事要旨の確認が行われた。

協議事項

1. 国立大学法人小樽商科大学特任教員規程の制定及び国立大学法人小樽商科大学特任教授規程の廃止について

学長から，国立大学法人小樽商科大学特任教員規程の制定及び国立大学法人小樽商科大学特任教授規程の廃止について，提案がなされた。

【学長提案要旨】

- ・本件については，本学特任教員規程の制定と特任教授規程の廃止に係るものである。
- ・本学の教員の定年年齢は63歳であり，定年後，65歳までの2年間については，特任教授として再雇用している。
- ・現在，本学再雇用職員就業規則により定年後に再雇用される教員の職等については，本学特任教授規程で定められているところであるが，規程の名称のとおり特任教授について定められているのみであり，特任教授以外の職については規定されていない状況である。
- ・平成22年度末には商学科の馬久地 路子 助手が定年退職予定であり，教授以外の職で定年を迎える者についても再雇用できる制度が必要である。
- ・そこで，新たに「国立大学法人小樽商科大学特任教員規程」を制定し，全ての教員の再雇用に対応できるようにするものである。

引き続き，内容について，総務課長から審議資料1に基づき，説明がなされた。
続いて，意見交換が行われた。

【主な内容】

- ・特任教員の職務として，ビジネス創造センターと保健管理センター所長の職務が挙げられているが，学内の他のセンター長，例えば国際交流センター長の職務は特任教員の職務に含まれないのか。
- ・ビジネス創造センターと保健管理センターについては，それぞれ専任教員のポストが一つであり，また，余人を持って充てることが中々出来ないため，各ポストに張り付いている教員が定年を迎えた時には，そのまま特任教員となってセンター長の職務に従事することを想定している。
- ・その他のセンター長等については，専任教員であれば選出されることを排除していないのではないか。
- ・特任教授については，専任教員として整理しているが，その職務については「教育及

び研究」と規定しており、管理運営業務に従事しないことが前提となっているのではないか。

・定年を一年後に控えた教員がセンター長等に出選された場合の任期は、定年までの一年間となる。

次に、審議が行われ、原案どおり、国立大学法人小樽商科大学特任教員規程の制定及び国立大学法人小樽商科大学特任教授規程の廃止という方針が承認された。

承認後、学長から、本件については、3月12日（金）開催予定の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会に提案することになる旨、説明がなされた。

2. 就業規則関連規程等の一部改正について

学長から、職員の管理職手当及び役員退職手当の一部改正について、説明がなされた。

引き続き、内容について、総務課長から審議資料2に基づき、説明がなされた。

続いて、審議が行われ、原案どおり、職員の管理職手当及び役員退職手当の一部改正を行うという方針が承認された。

承認後、学長から、本件については、本学の役職員の給与の支給基準等に関するものであるため、3月18日（木）開催予定の経営協議会に提案することになる旨、説明がなされた。

3. その他

学長から、次回の役員会については、3月18日（木）経営協議会終了後に予定である旨、発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以上